

中期目標案に係るパブリックコメント（市民意見提出手続）について

1 パブリックコメント

市民参画の推進や行政運営における公正の確保や透明性の向上を図るため、政策や条例・規則等を定める過程において趣旨や内容等を公表し、広く一般に意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行おうとする手続です。

2 実施根拠

本件は、静岡市市民参画の推進に関する条例第7条第2項第1号、第10条第1項第2号の規定に基づき実施します。

[第7条第2項第1号]

市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。

(1) 広く意見等を募集するための手続

[第10条第1項第2号]

自治基本条例第21条に規定する市民意見の聴取(以下「市民意見聴取」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。

(2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。

【中期目標案に係るパブリックコメント実施方法】

(1) 期間 平成27年6月9日（火）から7月9日（木）まで実施予定

(2) 意見提出方法

市が、中期目標案、中期目標案[概要]、意見応募用紙を下記施設等に配置する。

市民は、意見応募用紙に氏名等の必要事項及び意見を記入のうえ、郵送、FAX または直接市病院経営課に持参する。市ホームページから意見を提出することも可能とする。

[配置施設等]

市病院経営課、各区役所市政情報コーナー、各生涯学習センター・交流館、各市立図書館、市ホームページ